

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和5年2月17日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田口富久

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第4号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年長崎県後期
高齢者医療広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号
中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第16条第1項第2号及び第3号の規定は、令和5年度以後の年度分の保
険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。